

○電気通信事業法施行規則第二十九条の四第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する番号を定める件（令和元年総務省告示第八号）

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条の四第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する番号を次のように定め、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する

1 I T U - T 勧告 E. 164 に準拠した番号であつて、I T U - T が次の表の左欄に掲げるサービス又はネットワークに対して割り当てた同表の右欄に掲げる数字から始まる15桁を超えない十進法による数字

International Freephone Service	800
Immarsat SNAC	870
Iridium Communications Inc.	8816 又は 8817
Globalstar	8818 又は 8819
Thuraya RMSS Network	88216

2 I T U - T 勧告 E. 212 に準拠した番号であつて、I T U - T が割り当てた901から始まる15桁を超えない十進法による数字